

学校感染症と出席停止についてのお知らせ

次の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間、自宅療養をお願いいたします。

なお、医師より登校許可が出ましたら、下の報告書に記入し学校に提出してください。

学校感染症とお休みする期間の目安（期間内でも医師の許可があれば可）

| 分類 | 病名 | 出席停止の期間 |
|---|--|---|
| 第一種 感染症法の一類感染症と結核を除く二種感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。） 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群（MERS）、新型コロナウイルス感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 空気感染又は飛沫感染するもので児童生徒のり患が多く、学校において流行を広げる可能性の高い感染症 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ感染症を除く） | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発しんが消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発しんがかさぶたになるまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後2日を経過するまで |
| | 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により感染のおそれがないと認められるまで |
| 第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 | 医師の許可があるまで |

問合せ先
 養護教諭 武尾
 電話 0463-34-7489

キリトリ

令和 年 月 日

学校感染症報告書

年 組 氏名

保護者氏名

| | |
|--------------------|------------------------|
| 欠席の理由(診断名) | |
| 欠席の期間 | 月 日 ~ 月 日 (早退した日も含みます) |
| 診察を受けた医療機関名・医師 | |
| 受診した日 | 月 日 |
| いつから登校してよいと言われましたか | 月 日 から |